



第7回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会
(平成20年12月15日)
写真提供：水産経済新聞社

1
水産庁施策情報誌漁政の窓

CONTENTS

平成20年度水産関係第2次補正予算の概要	2
漁政部漁政課	
TAC制度等の検討に係る有識者懇談会について	3
資源管理部管理課資源管理推進室	
中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第5回年次会合の結果について	6
資源管理部国際課	
回遊魚	7
資源管理部長 本村 裕三	
平成21年1月分のプレスリリース	8

平成20年度水産関係第2次補正予算の概要

漁政部漁政課

水産関係補正予算	総額	148億円
	うち非公共	117億円
	公共	31億円

- 1 水産業の活性化等 143億円
 - (1) 国産水産物安定供給推進事業 10億円
産地販売力を強化するため、漁業者等が行う消費者への直接販売、小売業者等との直接取引等の取組を支援
 - (2) 漁業経営体質強化対策事業 10億円
燃油使用量削減又は生産性向上を進める取組に必要な機器の導入等を支援
 - (3) 漁業担い手確保・育成対策事業 3億円
漁業への就業を促進するため、就業希望者と漁協・漁業者とのマッチングの取組や漁業種類に応じた現場での長期研修を支援
 - (4) もうかる漁業創設支援事業 19億円
燃油使用料削減又は生産性の向上に係る取組、操業方法や流通の在り方などの抜本的な改革、途上国での合併事業、新規漁場確保のための取組を支援

- (5) 漁船漁業等収益力強化型ビジネス連携緊急支援事業 2億円
異業種のもつ省コストや加工・流通技術等を活用した漁船漁業の各分野にわたるビジネスプランを支援
- (6) 強い水産業づくり交付金 12億円
漁業収益力強化、産地販売力・流通強化、離島等における漁業生産基盤の強化を図るための共同利用施設等の整備を支援
- (7) 養殖用飼料高騰緊急対策 1億円
未利用資源の生餌への活用のための飼料適性調査、輸送・保管システム開発等の取組を支援
- (8) 国際漁業再編対策事業 29億円
国際規制の強化などに基づき行われる漁業再編対策に係る減船への支援
- (9) 中小漁業融資保証保険制度基盤強化交付金 22億円
国際減船等の実施により急激な財務基盤への影響を受ける農林漁業信用基金の漁業融資保証保険制度の基盤強化に対する支援

漁業経営安定対策の所得要件の見直し

1. 趣旨

近年の燃油高騰等の経営環境の悪化により加入要件を満たせない状況となっている漁業者に対し、漁業経営安定対策事業の加入要件の見直しによる支援を行う。

2. 見直し内容等

所得要件について、以下のような緩和措置を設けることとする。(具体例は別紙)

(1) 所得金額の補正

対象者の所得金額に燃油高騰による所得減少額相当分(年により30~50万円程度)を上乗せすることにより、所得要件を緩和。

(2) 地域特例

地域の所得要件の水準について、都道府県内の一部地域のみにも適用される特例基準を設定することも可能とする(その地域以外は現行の基準(都道府県平均)のままとなる。)。この場合、中央協議会の認定が必要。

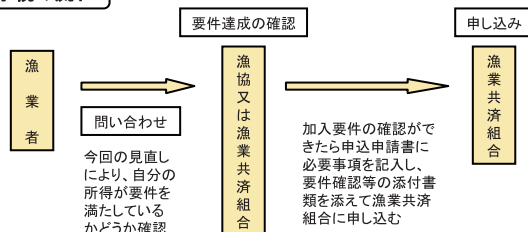
(3) 担い手特例

現時点で所得基準に達していない者であっても、5年後に他産業並みの所得を確保する計画を作成し、都道府県協議会の承認を受けた場合には、対象とすることが可能。(経営改善計画の認定は別途必要。)

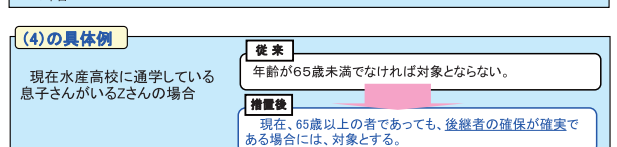
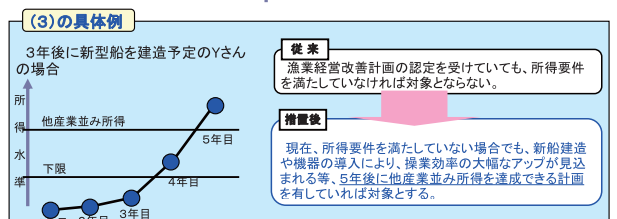
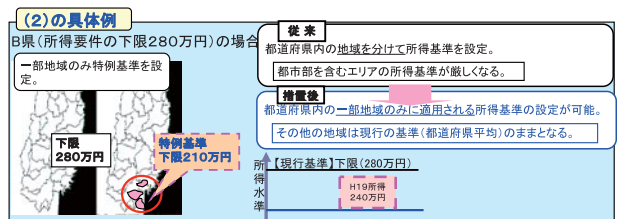
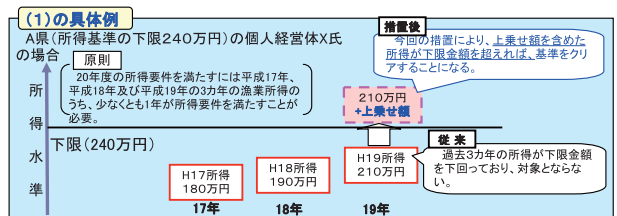
(4) 年齢要件の特例

65歳以上の者であっても、後継者の確保が確実であると都道府県協議会の承認を受けた場合には、対象とすることが可能。

3. 手続の流れ



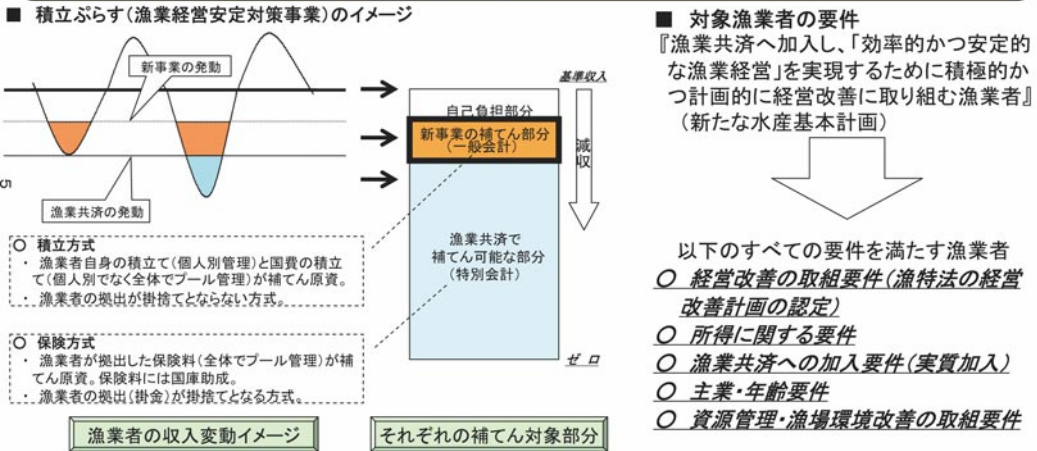
漁業経営安定対策事業(所得要件の緩和の具体的事例)



(10) 漁協財政再建のための支援事業	2億円	2 その他	5億円
経営不振漁協等が経営再建のために借り入れる漁協経営改革支援資金の融資を受けた漁協への利子助成、当該融資の保証を行った漁業信用基金協会の求償権償却費への助成		(1) 鯨類捕獲調査円滑化緊急対策事業	3億円
(11) 水産基盤整備事業等（公共）	31億円	南極海鯨類捕獲調査事業の確実な実施及び調査団の安全を図るための支援	
漁港における防波堤の整備、藻場の造成、魚礁の設置、津波・高潮への対策等の実施		(2) さけ・ます漁業協力事業	1億円
		日ロ漁業交渉で合意されたロシアへの協力の一環として実施する施設整備等を支援	
		(3) 公共施設の耐震化等防災対策	1億円
		所管独立行政法人の施設の耐震強化	

積立ぶらす(漁業経営安定対策事業)の概要

○ 我が国漁業の急速な脆弱化に対し、水産物の安定供給を図っていくためには、漁業者の経営改善により、漁業の構造改革を進め、「効率的かつ安定的な漁業経営」が大宗を担う生産構造を実現することが不可欠。
 ○ しかし、漁業経営は、本来的に不安定性が大きく、これが、漁業者が経営改善に取り組む際の阻害要因。
 ○ そこで、「効率的かつ安定的な漁業経営」を実現するために積極的かつ計画的に経営改善に取り組む漁業者を対象に、漁業共済の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による影響を緩和し、その経営改善を支える「漁業経営安定対策事業」を、20年度から導入。



TAC制度等の検討に係る有識者懇談会について

資源管理部管理課資源管理推進室

〔TAC制度等の検討に係る有識者懇談会の概要〕

TAC制度は、平成9年から施行され、これまで様々な形で運用の改善が図られてきたところですが、法施行から10年以上が経過する中で、我が国周辺水域における水産資源管理の一層の推進を図るため、水産基本計画(平成19年3月閣議決定)及び規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月閣議決定)において、同制度及び関連事項に関する検討課題が明記されました。

こうしたことを踏まえ、水産庁においては、これらの課題について検討し、TAC制度の更なる改善を図ること等を目的として、昨年4月、外部の学識経験者等から構成されるTAC制度等の検討に係る有識者懇談会(座長:桜本和美東京海洋大学教授。以下「懇談会」という。)を設置しました。

懇談会は、TAC制度の課題と改善方向、個別割当方式・譲渡性個別割当方式についての考え方等を主な課題として7回開催されましたが、

① 第4回懇談会(9月11日)において、中間とりまとめ(TAC制度の課題と改善方向)が行われるとともに、

② 第7回懇談会(12月15日)において、取りまとめ(TAC制度の課題と改善方向及び(譲渡性)個別割当方式についての考え方)が行われました。

〔取りまとめについて〕

懇談会における取りまとめの内容は、

- ① TAC制度の課題と改善方向
- ② 個別割当方式・譲渡性個別割当方式についてに大別されますが、その主な内容は、以下のとおりです。

I. TAC制度の課題と改善方向

1. 資源評価及び生物学的許容漁獲量(以下「ABC」という。)について

- 資源評価及びABCについての課題
 - ① 十分な情報が得られていない資源もあるとともに、資源評価、ABCの精度には一定の限度があるなど、資源管理を行うにあたっては、その科学的根拠には限界があることを踏まえながら制度運用を行うことが必要ではないか。
 - ② 資源状況の将来目標の設定や、その実現を図るた

めの期間設定によってABCの算定値が異なるというABCの性格について、十分に理解されていないのではないか。

- ③ 資源が著しく悪化した魚種や外国水域が主たる生息域である魚種については、十分な科学的根拠に基づいたABCを算定することが困難ではないか。
- 各課題に対する改善の方向
 - ① 漁業関係者から意見を聴取する等により資源評価の精度向上を図るとともに、一定のルールに基づきABC再算定を行い、TACの期中改定のために提示する。
 - ② ABCの算定に当たって、漁業者等関係者の参加の下に公開の場での説明や意見交換を行うとともに、複数の管理シナリオによるABCを算定する。
 - ③ 資源が著しく悪化、あるいは外国水域が主たる生息域である魚種について、資源状況の把握が難しくABCの算定が困難な場合には定性的な評価を実施する。

2. TAC設定のあり方

- TAC設定についての課題
 - ① TAC設定に当たって、その過程が不透明ではないかとの意見もあることから、TAC設定過程をより透明性の高いものとする必要があるではないか。
 - ② ABCを大きく上回るTAC設定は一般にはわかりにくい対応であることから、可能な限りABCを超えることのないように努める必要があるではないか。
- 各課題に対する改善の方向
 - ① TACの設定に際しては、漁業の経営事情を勘案しつつ、ABCを可能な限り超えないようにするとともに、TACの設定段階において、漁業者、加工流通業者などの参加の下に公開で議論を行う。
 - ② 魚群の分布状況等に応じて追加配分するための調整枠について、当初TACの内枠ではなく外枠として設定するよう検討するとともに、追加配分のルールを定める。

3. 対象魚種について

- 対象魚種についての課題
 - ① TAC制度は、我が国の資源管理に一定の役割を果たしていることから、TAC制度の対象魚種の追加を検討することが必要ではないか。
 - ② 現在行われているサバ類としての一括管理を見直す必要があるではないか。
 - ③ 資源評価にあわせて、資源の管理も系群毎に行うべきではないか。
- 各課題に対する改善の方向
 - ① 個別資源の特性等に応じて、インプットコントロール・テクニカルコントロール、TAC制度等の中から適切なものを組み合わせて活用すべき。
 - ・ 現在のTAC対象魚種に次いで採捕・消費量が多

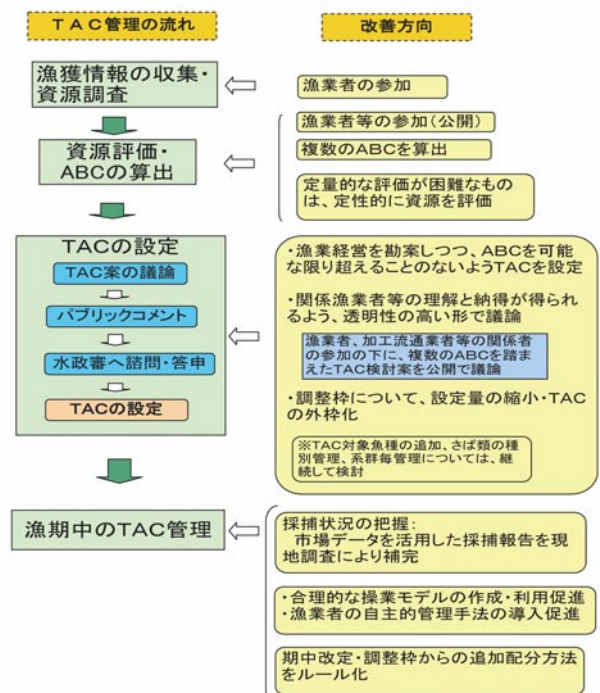
く、国民生活上又は漁業上重要な魚種であるカタクチイワシ、ブリ等については、科学的知見が十分とは言えず、資源状況も安定していることから、現時点でTAC管理を追加して実施すべき必要性は低いが、今後も、TAC対象魚種の追加については継続的に検討する。

- ② マサバとゴマサバについては、市場で種別に扱われている量は全体の3割に満たないことから、漁獲量管理が困難な状況にあり種別のTAC設定は難しいが、入手可能なデータの活用を検討する。
- ③ 系群間の交流がみられ漁獲量の把握が難しいため、系群毎のTAC管理は現時点では難しいが、さらに実態を踏まえ検討する。

4. 漁期中の制度運用について

- 漁期中の制度運用についての課題
 - ① 漁獲実績がTACやTAC配分量を超過した事例がみられ、こうしたことを未然に防止することが必要ではないか。
 - ② 漁期中の資源状況や漁場形成の状況を踏まえた期中改定、調整枠の運用について、ルールを定め、わかりやすいものとするとともに、TAC設定期間等TAC制度の運用にあたって必要な見直しを行うべきではないか。
- 各課題に対する改善の方向
 - ① 計画的な操業を行うためのモデルの作成や自主的管理手法の導入促進を図るとともに、従来の市場データを活用する採捕状況把握の仕組みについては妥当であるが、必要な場合には現地での調査を行いこれを補完する。

取りまとめを踏まえたTAC制度の改善方向



- ② TAC期中改定等のルールを定めるとともに、必要に応じTAC設定の期間、時期等について見直しを行う。

II. 個別割当方式・譲渡性個別割当方式について

1. TAC制度導入に至るまでの我が国の状況

- 我が国においては、漁業法等に基づき、漁船の隻数、トン数、漁具・漁法、操業期間、操業区域等の規制を通じて漁獲能力を制限することにより、水産資源の管理と水面の総合的な利用が図られてきたが、国連海洋法条約の批准に伴ってTAC制度を導入する際にも、こうしたことを踏まえ、漁業法をはじめとする従来の法体系の上にTAC制度を組み立てることとされるなど、我が国は、3. で後述する諸外国の状況とは異なる状況にあったことについて認識しておくことが必要。

2. 漁獲量管理の手法の概要

- TACを管理する手法については、以下の2つに大別。
 - ① TACを個々の漁業者等に割り当てることなく、各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによってTACの管理を行う非個別割当方式
 - ② TACを漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによってTACの管理を行う個別割当方式（IQ方式）
- また、個別割当方式には、漁業者又は漁船ごとの割当量に譲渡性を付与し、当該割当量を他の漁業者に自由に譲渡又は貸付けができるようにした譲渡性個別割当方式（ITQ方式）がある。

3.（譲渡性）個別割当方式を導入している諸外国の状況

- OECDでは、漁獲量管理の手法、（譲渡性）個別割当方式を導入している諸外国の状況について、以下のように分析。
 - ・ 諸外国においては、新たに開拓された資源を対象とした漁業が発展し、参入規制等の漁獲能力の調整が十分に行われない中で漁獲能力の上昇に歯止めがかからず、資源に悪影響を及ぼすこととなったことを踏まえ、TAC制度が導入された。
 - ・ しかしながら、TAC制度導入以降も、資源状況（TAC）と漁獲能力との著しいアンバランスの結果、漁獲競争が激化して漁期の短縮等が発生し、経済的効率性が悪化したことから個別割当方式が導入されるとともに、特に譲渡性個別割当方式の場合には、割当ての集中による漁船隻数の削減等を図ることを目的として導入された結果、操業期間の長期化、操業の安全性の向上、特に譲渡性個別割当方式の場合には、漁船隻数が減少し経済的効率性が改善。
- なお、譲渡性個別割当方式を導入した豪州及びニュージーランドの政府職員等に対する聞き取り調査等に

よると、豪州では、費用対効果や管理の実効性等の点で、すべての漁業に適応することは困難と指摘されるとともに、割当てが権利化するため、TACの変更が困難となるなど、譲渡性個別割当方式の導入は、必ずしも資源の回復に結びついていないとみられる。

4. 我が国のTAC管理の状況

- 我が国の資源管理は、インプットコントロール・テクニカルコントロールによるきめ細かい操業規制をベースとし、TAC管理についても、国や都道府県の計画に基づき、漁業種類ごと・地域ごとに分割して配分することに加え、国や都道府県において分割して配分されたTACについて、主要な漁業において、漁業者団体による管理が行われており、いわゆる「オリンピック方式」とは大きく異なる。
- このような取組を通じ、漁獲競争等の緩和が図られることにより、我が国のTAC管理においては、TACの変動にもかかわらず、大幅な漁期の短縮等はみられておらず、TAC制度の導入以降のTAC対象魚種の資源状況についても、横ばい又は増加傾向にある魚種が過半を占めている。
- このようなTAC管理のあり方は、関係者の相互理解と協力に基づいて様々な操業慣行や操業秩序が形成されてきたという我が国漁業の特徴に沿った我が国独自のものであり、我が国の漁業実態に即した適切なものと評価すべき。

5. 個別割当方式・譲渡性個別割当方式についての考え方

（1）個別割当方式について

- 我が国のTAC管理においては、大幅な漁期の短縮等は発生していないことを踏まえると、我が国は、3. にあるような諸外国とは異なる状況にある一方、個別割当方式には、より厳格な漁獲量管理を可能にする等の利点があることから、TACの管理手法の一つとして個別割当方式を活用することは、資源管理を図る上で有効。
- 他方、公的管理による個別割当方式を全面的に我が国に導入した場合には、漁獲量の迅速かつ正確な把握のための多大な管理コストを要する、操業が各漁業者に委ねられ、漁業者団体による管理が行われなくなった場合には、価格の高い時期に漁獲が集中し市場が混乱する、といった課題が生じることも考えられる。
- また、個別割当方式を円滑に導入し、同方式によるTAC管理を実効あるものとするためには、漁獲等の迅速かつ確かな把握が可能であること等の条件が満たされることが不可欠。
- 以上のことを踏まえると、個別割当方式については、厳格なTAC管理が必要な資源や漁獲が集中する時期に限定して実施するなど、漁業者の自主的取組も含め、漁業実態に応じ、同方式の活用を検討していくべき。

(2) 譲渡性個別割当方式について

- 公的管理の下で自由に割当量の移譲を認める譲渡性個別割当方式については、諸外国の例をみると、漁業の構造改革等をもたらす面がある一方、長年培われてきた操業慣行や操業秩序だけでなく、漁村社会に重大な影響を与えるおそれがある等の課題も指摘されていることを踏まえると、公的管理制度として一般的に導入することは、現時点では不適切。
- 他方、現在、個別割当方式を実施している漁業について、漁期中の操業隻数の変化等に対応した弾力的対応を可能とする観点から、割当量の移動を認めるべきとの意見があるが、このことについて妥当か否か、関係漁業者の理解が得られるのか等について、今後、検討していくべき。

〔取りまとめを踏まえて〕

水産庁においては、懇談会における中間取りまとめ及び取りまとめを踏まえ、

- ① TAC制度については、複数の管理シナリオによるABCを提示したほか、関係者の参加の下、「TAC設定に関する意見交換会」を開催し、公開で議論を行うなど、21年漁期のTAC設定から取りまとめの内容を順次反映していくとともに、



桜本座長から水産庁長官へ取りまとめの手交
写真提供：水産経済新聞社

- ② (譲渡性) 個別割当方式については、今後、取りまとめの内容を漁業者団体等に説明し、その利用について検討していくこととしております。

〔参考〕

TAC制度等の検討に係る有識者懇談会資料
→<http://www.jfa.maff.go.jp/suisin/index.html>
(水産庁HPトップ→資源管理の部屋)

中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第5回年次会合の結果について

資源管理部国際課

はじめに

2008年12月8日から12日まで、釜山(韓国)において、中西部太平洋まぐろ類保存委員会第5回年次会合が開催されました。会議には、日本、韓国、中国、フィリピン、カナダ、豪州、NZ、太平洋諸国、EC、台湾、米国等、25の国、地域及び機関並びに協力的非加盟国が参加しました。我が国からは、宮原水産庁資源管理部審議官(日本政府代表)の他、水産庁、外務省、(独)水産総合研究センター、業界の関係者が出席しました。

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)は、中西部太平洋における高度回遊性魚類(かつお、まぐろ、かじき類等)の管理を通じて、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保することを目的として2004年に設立された地域漁業管理機関です。本年の年次会合においては、メバチ・キハダや太平洋クロマグロ等の保存管理措置について議論が行われたほか、公海における漁船操業の遵守・取締措置等について議論されました。

主な結果概要

1. メバチの保存管理措置

中西部太平洋のメバチについては、2007年の年次会合でまき網漁業での集魚装置(FADs)の期間使用禁止や

延縄漁業によるメバチ漁獲量の削減等が議論されましたが合意に至らず、科学委員会による新たなメバチの資源評価の結果を待って、今次会合において議論することとなりました。8月に行われた科学委員会では、中西部太平洋のメバチを持続的に利用していくためには漁獲を30%削減する必要があると勧告されました。今回の年次会合では、メバチ資源の持続的利用のために30%の漁獲圧削減が必要であることについては各国とも異論がありませんでしたが、その方法論をめぐって議論が紛糾し、会議最終日まで議論が行われました。

議論の結果、2009年から3年間でメバチの漁獲を30%削減するために、以下の措置が合意されました。なお、2010年及び2011年の措置については、2009年における各国の実施状況等を踏まえ、2009年の年次会合で必要な見直しを実施することとなっています。

【まき網漁業】

2009年：(a) FADsを用いた操業の2カ月間禁止、又は(b) メバチの漁獲量を2001年～2004年の平均値から10%削減。

2010年及び2011年：FADsを用いた操業の3カ月間禁止等(2009年の年次会合で代替措置もあわせて検討予定)。

【はえ縄漁業】

2009年から、メバチの漁獲量を2001年～2004年の平均から毎年10%削減（3年間で30%の削減）。

メバチの保存管理措置の議論では、メバチ及びキハダの主漁場が南太平洋島嶼国の200海里水域を多く含むこともあって、これら南太平洋島嶼国からメバチの資源管理の議論と関連させながら、自国経済発展の権利を強く主張する場面が多く見られました。南太平洋水域は、我が国のかつお・まぐろ漁業にとっても重要な漁場であることから、我が国漁船の安定的な操業確保のために、今まで以上に島嶼国の発展も考慮した形での島嶼国との関係強化に努めていく必要があると考えています。

2. クロマグロの保存管理措置

太平洋のクロマグロに関しては、近年比較的安定した漁獲が得られていますが、2008年7月に開催された第8回北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ICS8）では、クロマグロを将来にわたって安定的に漁獲していくために、現在の漁業による死亡をこれ以上増やすべきではないとの評価結果が示されていました。9月に東京で開催された第4回WCPFC北小委員会では、この評価結果を踏まえ、各メンバーが、クロマグロの漁獲努力量（特に0～3歳の小型魚に対する努力量）を増大させないために必要な措置をとること及び漁獲データの収集を改善するための措置をとることについて合意しましたが、韓国は国内で検討する時間が必要であるとして留保を付していました。

今年次会合では、北委員会からの報告を受けてクロマグロの保存管理措置について採択される予定でしたが、韓国が留保を取り下げなかったため、2009年の年次会合まで1年間審議が継続されることとなりました。ただし、科学委員会の評価結果を踏まえ、各国が自主的に漁獲努力量を増大させない措置をとることが確認されています。また、WCPFC管轄水域外である東太平洋でクロマグロを漁獲しているメキシコが今次会合で新たに協力的非加盟国として認められましたが、この際に同国がWCPFCのクロマグロ資源管理に協力していくことも確認されました。

太平洋クロマグロは、日本周辺水域を広く回遊し、我が国にとって最も重要な漁業資源の一つであることから、引き続き、我が国が積極的に関係各国に働きかけて保存管理措置の策定に努めたいと考えています。

3. その他

衛星による漁船位置の確認を行う装置（衛星船位測定送信機：VMS）による位置報告に関する手続き規則が合意され、2009年4月1日から試験導入が開始されることが合意されました。一方、漁船に乗船して、科学情報の収集等を行う乗船オブザーバーに関しては、関係国間で協議すべき事項が残されているとして引き続き議論していくことになりました。

次回会合については、2009年12月にタヒチ（仏領ポリネシア）で開催されることが決定されました。

回遊魚

「さしみ醤油」

親が好きだったからか、九州の海の近くで生まれ育ったからか、小さいときから、寿司や刺身は好きである。もちろん、今も好きであるが、東京で、寿司や刺身を食べるたびに思うのは、使う醤油がごく普通の濃口（こいくち）醤油であることである。入れ物や容器に「さしみ醤油」と書いてあっても、ほぼまちがいがなく普通の濃口醤油である。全国の醤油生産の8～9割が濃口醤油なので当たり前のことかもしれないが、今でも、寿司や刺身は、あの甘くてとろみのある濃い「さしみ醤油」で食べる方がうまいと思う。

一般的に、食文化は、西日本か東日本かで大別されることが多い。うどんとそば、丸餅と切り餅、しかりである。しかし、「さしみ醤油」については、関西の人も、九州の醤油は甘くて、いいネタの寿司や刺身がもったいないと言う人が多い。寿司や刺身を「さしみ醤油」で食べたいという意見は、山口を含む九州出身の人のほかにはあまりないようである。

もともと、醤油は、鎌倉時代（13世紀）に、紀州の禅僧が中国から味噌の製造法を持ち帰り、この味噌の溜まりが使われたことが始まりとされている。醤油が一般に普及するようになったのは、江戸時代に入ってからと言われており、関東では、野田や銚子などの濃口醤油、関西では龍野の淡口（うすくち）醤油が有名である。

九州の醤油がなぜ甘いのかわからない。江戸時代（天明年間）に周防（山口県）の柳井で作られた「甘露醤油」とも言われる「再仕込み醤油」の影響と言う人がいるが、同じく江戸時代に長崎や琉球から中国の福建省や杭州の甘い中国醤油が入ってきたからと言う人もいる。いずれにしても、九州は、醤油に限らず味噌も甘く、全体として料理は甘いものが多い。

寿司や刺身を甘くて濃い「さしみ醤油」で食べるのは、かなりの少数派である。ただ、ここで言いたいのは、寿司や刺身は「さしみ醤油」で食べる方がうまいという少数派のこだわりではない。ややこじつけがましいが、食の嗜好は、食文化や食習慣によって作られるところが大きく、「魚離れ」を食い止めるためには、親が子供に魚を食べる習慣をつけさせることが大切だということである。



資源管理部長
本村 裕三

プレスリリース 1月分

発表年月日	発表事項名	担当課
H21.1.14	水産庁漁業調査船照洋丸による広域性浮魚類資源の変動要因の解明に向けた海洋観測調査の実施について	漁場資源課
H21.1.23	水産政策審議会第25回企画部会の開催について	企画課
H21.1.23	日・ソロモン漁業協議の開催について	国際課
H21.1.28	21年漁期TAC（漁獲可能量）設定に関する説明会の開催について	管理課
H21.1.28	水産庁及び海上保安庁による外国漁船取締対策会議の開催について	管理課
H21.1.30	国際漁業再編対策に基づくまぐろはえ縄漁業の国際減船の実施について	遠洋課
H21.1.30	平成20年の外国漁船取締実績について	管理課
H21.1.30	ロシアによる我が国漁船拿捕に対する駐日ロシア大使への申し入れ	国際課
H21.1.30	水産庁及び海上保安庁による外国漁船取締対策会議の結果について	管理課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111（内線6505）
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

[ご意見](#) [ご質問はこちらへ](#)

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>